

国民健康保険特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局国民健康保険グループ
 国保収納グループ
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

平成18年度の

保険料率が決まりました

平成十八年度の西宮市国民健康保険の料率が決まり、六月一日に告示しました。
 国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした医療保険制度です。被保険者のみなさまの保険料は、国・県の補助金や市の繰入金と並んで、この制度を支える重要な財源です。健康な生活を送るために欠くことのできない国民健康保険制度を維持していくためにみなさまのご協力をお願いします。

医療給付費分の保険料率が下がりました

平成十八年度の保険料率は、医療給付費分については所得割が一〇・〇%、均等割が3万5400円、平等割が2万5800円で、介護納付金分については、所得割が二・〇%、均等割が1万2000円に決まりました。
 医療給付費分の保険料率は、診療報酬の引下げや前年中所得の総額が増加したことなどにより、昨年度に比べて引下げとなりました。
 また、介護納付金分の保険料率は、昨年度と同率に据え置きとなりました。

保険料通知書は6月中旬に郵送します

この料率に基いて決定した平成十八年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送する予定です。
 なお、保険料の計算方法は、下表のとおりです。



保険料ご質問コーナー 6月20日から設けます

本市では保険料の算定方法などのご質問や納付方法についてのご相談にお答えするため、「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。
 設置期間は、六月二十日(火)から同月二十九日(木)まで(土・日曜日は除く)、会場は市役所本庁舎二階の252会議室です。受付時間は、午前は九時から十二時まで、午後は一時から五時までとなっております。お気軽にお越しください。

平成18年度保険料の計算方法

保険料は、次の方法で計算されます。

◎医療給付費分保険料

| | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|-----------------------------------|
| ①所得割額 17年中の 基準総所得 × $\frac{10.0}{100}$ 金額 ※ | + | ②均等割額 被保険者1人につき 35,400円 (35,400円) | + | ③平等割額 1世帯につき 25,800円 (26,040円) | = | ①+②+③ 18年度年間保険料 (最高限度額53万円) |
|--|---|--|---|---|---|-----------------------------------|

★()内は、平成17年度料率 ($\frac{10.5}{100}$)

◎介護納付金分保険料

| | | | | |
|---|---|---|---|--------------------------------|
| ①所得割額 17年中の 基準総所得 × $\frac{2.0}{100}$ 金額 ※ | + | ②均等割額 介護保険第2号 被保険者1人につき 12,000円 (12,000円) | = | ①+② 18年度年間保険料 (最高限度額8万円) |
|---|---|---|---|--------------------------------|

★()内は、平成17年度料率 ($\frac{2.0}{100}$)

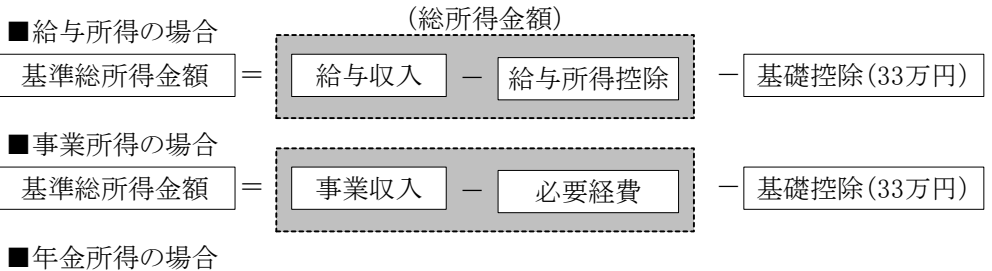
40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)のいる世帯のみ医療給付費分保険料と介護納付金分保険料の合計額が国民健康保険料となります。

国民健康保険に関する問い合わせ先

※6月下旬頃まで、窓口や電話の混雑が予想されます。ご了承ください。

- ◆加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について
給付チーム 0798-35-3120
- ◆納付書・分納について
収納チーム 0798-35-3156
滞納対策チーム
0798-35-3155・3091

※「基準総所得金額」とは、総所得金額等から基礎控除(現行33万円)を差し引いた金額をいいます。



※ 国の税制改正により一部取扱いが変わるため、詳細を次頁に掲載しています。